

出生

届出期間・・・

赤ちゃんが生まれた日を算入して **14** 日以内。最終日が休日にあたる時は、翌日が満了日です。

届けるところ・・・

父又は母の本籍地、届出人の所在地ならびに住所地、あるいは出生地のうちいずれかの市区町村役場。

(外国人の場合は、届出人の所在地又は子の出生地のいずれかの市区町村役場)

届出に必要なもの・・・

- ・出生証明書(兼出生届書)出生証明書は医師または助産師からもらってください。
- ・母子健康手帳

※届出人の押印は任意

届ける人・・・

父親または母親が署名してください。

(届出人は自らが持参する必要はありません。郵送でも他人に託しても提出が可能です。また、委任状は必要ありません。)

* ご不明な点がございましたら伊仙町役場くらし支援課までお問い合わせください。

- ・ [海外での出産について法務省外部リンク](#)
- ・ [子の名に使える漢字について法務省外部リンク](#)